

シンポジウムの趣旨

幡野弘樹

- 1 タイトルの意味
- 2 本シンポジウムの趣旨
- 3 2つの分析視角
- 4 1つの意義——日本法の発信という観点から
- 5 具体的なテーマ

2022年4月に立教大学法学部国際ビジネス法学科グローバルコースが設立された。初年度が終わる2023年3月11日に、「グローバルな学部法学教育の可能性——立教大学法学部・グローバルコースの挑戦」というシンポジウムを開催した。本特集は、このシンポジウムの講演録である。本稿は本シンポジウムの趣旨について説明を行うものである。

1 タイトルの意味

日本においては、大学院レベルで英語により法学を学ぶ教育課程を置いている大学は複数あるが、学部教育のレベルで専門科目をすべて英語で学ぶことができるプログラムを設置している法学部は、名古屋大学と立教大学のみであると思われる。

名古屋大学の英語プログラムは、アジアのさまざまな国への法整備の支援を目的としたアジア各国からの留学生向けプログラムがあり、日本語を母語とする学生もそのプログラムを受講できるというものである。

立教大学法学部では、留学生を受け入れつつも、日本語を母語とする学生にとって国際社会で活躍するためにはどのような教育が必要であるかということ念頭に置きながらプログラムを作成している。その点に本学のグローバルコ

ースにはオリジナルな部分があり、これは挑戦的な試みでもある。

このようなプログラムを作った目的は以下の点にある。英語科目だけで卒業できれば日本語話者ではない留学生もグローバルコースに入学できる。それにより、出身国や文化的なバックグラウンドが異なる学生同士が交流をする環境を作ることができる。このような環境の下でこそ、他者を理解するとともに自らの考えを伝えることのできる、真の国際的なビジネスパーソンを育てることができる。

このグローバルコースが、どのような可能性を秘めているのかを、本シンポジウムを通じてさまざまな観点から検証しようと考え、上記のようなタイトルを付けている。

2 本シンポジウムの趣旨

2022年度は立教大学法学部にとってグローバルコース設立初年度であったが、4年間英語だけで学ぶプログラムは一朝一夕にできるものではない。数年来、法学部では、英語教育を充実させるための努力をしてきた。

とりわけ2020年度に公益財団法人・末延財団の寄付講座が採択されたことを機に「末延国際ビジネス法講座」(2020年度から2024年度)が設立され、多くの英語教育担当の教員を採用することができたことが、法学部の英語教育に画期的な進展をもたらした。

寄付講座採択から数えて、2022年度は3年目となる。その意味で、このシンポジウムは、グローバルコース設立から1年、そして法学部の英語教育の改革から3年を機に、これまでの法学部における英語教育の成果と課題を明確にすることが目指されている。

3 2つの分析視角

グローバルコースの成果と課題を検討する際に、本シンポジウムでは2つの視点から分析したい。

第1が、個々の学生にとって、このコースで学ぶことにどういう意味があるのか、個々の学生にとって持ちうるメリットを最大限に発揮するにはどうすればいいかという視点である。

第2は、個々の学生にとっての意義を離れて、グローバルコースには、どのような社会的・学問的意義を持ちうるのか、という視点である。大学という場

所は、単なる教育機関ではなく研究機関でもある。グローバルコースの授業を担当する教員も、それぞれ専門分野を持っており、本シンポジウムのために立教大学法学部外からお招きした先生方も、それぞれ専門分野を持っている。そこで、それぞれの専門の視点から、グローバルコースがどのような意義・可能性を持つのかということについても本シンポジウムを通じて明らかにできればと思っている。

4 1つの意義——日本法の発信という観点から

とりわけ第2の視点について、具体的なイメージが湧きにくいと思われるため、法学者としての筆者が考える、グローバルコースの1つの社会的・学問的な意義について紹介したい。

英語で法学教育を行うということは、日本語を母語とする学生が国際社会に通用するように育成するという意味があるだけでなく、日本の法律学、つまり日本の法律に関する学問的蓄積を世界に発信するという意味がある。

日本は、アジア圏の諸国の中では一番早くヨーロッパ型の法律というものを導入した国である。江戸末期に、日本は欧米諸国と不平等条約を結んでおり、これらの国々には領事裁判権が認められていた。つまり、日本国内にその条約締結国である外国人がいる場合に、日本人の裁判官が裁判を行うことができなかった。明治政府は、欧米諸国と対等な地位を獲得すべく、お雇い外国人を招き、ヨーロッパ型の法律を整備することにした。明治初期に作り出された法律用語の多くは、フランス語を当時の日本人が悩みながら新たに言葉を作り出しながら訳したものである。たとえば、動産・不動産という言葉は、いちばん早い時期（明治2年、1869年に着手）にナポレオン法典を和訳した箕作燐^{みつくりんしょう}祥（1846-1897）による訳語である¹⁾。

さて、一度、ヨーロッパ流のルールを漢字という東アジアの共通言語で作りと出すと、多くの国はその日本のルールを参照しながら法的概念やルールを作り出した。その意味で、アジアのさまざまな国のルールは、元をたどると日本のルールを参照しているという場合が少なくない。たとえば、台湾の民法は、ドイツ法、スイス法とともに日本法の影響を受けている²⁾。

1) 大久保泰甫「西洋法継受における翻訳と造語——日本近代法の難解さのルーツを考える」法セミ 371号（1985年）72-73頁。

日本以外の国々の法の発展の基礎を築いたという意味もあるために、日本法を知りたいという需要は強くある。もっとも、日本の法システムは、国際的な言語、とりわけ英語やフランス語での発信がなされてはいるものの、さまざまな法分野の全体像³⁾を示すか、個別のテーマの報告をすることに限られていた。これに対して、日本法の特定の分野、たとえば民法についての網羅的・体系的な発信は十分にはなされてこなかった。

しかし、これだけ世界の国々との関係が緊密化した現在において、日本が持つ知的蓄積はより深いレベルで世界に積極的に発信していかなければならない。そのような観点からも、英語による法学教育を日本で行うことには大きな意義がある。

5 具体的なテーマ

最後に、本特集の具体的なテーマを紹介する。

前半は、グローバルコースの担当教員による成果と課題の検討となる。それを踏まえた上で、後半では、2人の立教大学法学部外の先生を招き、グローバルコースの取り組みを外から分析していただいている。

第1の報告は、渡邊真由・法学部特任准教授によるものである。渡邊特任准教授は、交渉学や裁判外での紛争解決が専門であり、アメリカの最先端の学界や実務、教育の状況を踏まえた英語による交渉教育の実践についてご紹介いただく。

第2に、ダニエル・マシヤド・学習院大学准教授（2023年3月当時は立教大学法学部特任准教授）から英語による法学教材の開発に関する報告をしていただく。マシヤド准教授は、日本の不法行為法に関する英語の教科書を執筆中であるが、英語による日本法の特定の分野を体系的に説明する教材はこれまで皆無に等しい状況であり、マシヤド准教授の取り組みは大変貴重なものである。

第3に、田岡絵理子・法学部准教授から「日本語話者に向けた初年次教育」について検討していただく。大学において1年目の教育というものは大変重要

2) 陳添輝（松田恵美子訳）「台湾民法の法律継受と学説継受」名城法学 68巻3・4号（2018年）233頁。

3) たとえば、Colin P.A. Jones, Frank S. Ravitch, *The Japanese legal system*, West Academic, 2018; Yosiyuki Noda, *Introduction au droit japonais*, Dalloz, 1966; Cyril Grimaldi (sous la dir.), *Droit du Japon*, LGDJ, 2016.

な意味を持つ。田岡准教授からは、日本語話者である学生への教育に焦点を当てた検討を行っていただく。

以上の3つの報告を踏まえて、英語教育の専門家からのコメントを、本学外国語教育研究センター副センター長の新多了教授からいただいている。新多教授には、事前にグローバルコース1年次生にアンケートをとっていただいております。そのアンケートを踏まえた課題と展望について検討していただく。

最後に、以上の報告全体にわたって、室蘭工業大学大学院工学研究科教授の伊藤弘子教授からコメントをいただいている。伊藤教授は、2012年から2019年3月まで名古屋大学大学院法学研究科において特任准教授として勤務し、アジア家族法・大陸法における比較法や比較法研究方法論など、様々な講義を英語で担当してきた。その豊富な経験をもとに、グローバルコースの取り組みについてコメントをいただいている。

以下で展開される本論は、英語による法教育の観点からも、個々の分野の研究の観点からも、大変興味深く、充実したものとなっている。この場を借りて、シンポジウムに登壇するとともに、本特集の論稿を執筆してくださった先生方に心よりお礼を申し上げたい。